（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条　法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電気的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

［2　略］

3　第四十九条の六に定める携帯無線通信の中継を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
陸上移動局	［略］	［略］	［略］
	一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七一〇MHzを超え一、七八五MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア　三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値
		イ　一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz以下	任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条　［同上］

［2　同上］

3　第四十九条の六に定める携帯無線通信の中継を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
陸上移動局	［同上］	［同上］	［同上］
	一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア　三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値
		イ　一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz以下	任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値